

# 第 I 部 権威の特質

## 第1章 権威の概念

オックスフォード辞典では、権威を次のように定義している。「服従を強いる権力または権限；道徳上または法律上の最高位，命令を下しあるいは最終決定をなす権限……誘導された，あるいは委任された力……他者の行為や行動に影響を与える力；個人的または実際的な影響力……他者の意見に影響を与える力，知性的影響力……その道の専門家……証言の重み……。」

わが国では，長い間，プロベーションオフィサーと矯正施設のソーシャルワーカーだけが権威を背景にしたソーシャルワークを行うものと考えられてきた。最近になってようやく，その他の領域の専門職ケースワーカーもワーカー・クライアント間の強制的関係が必ずしもケースワークにとって有害なものではないことを認めるようになったが，まだソーシャルワークのすべての領域においてワーカーの権威が本質的な要素であることを認めるまでにはなっていない。本書では，さまざまな領域の機関から事例を取り上げ，権威を適切に用いることがどのような型のソーシャルケースワークにおいても欠くことのできないものであり，実際にまたケースワーク関係から切り離すことのできないものであることを論じていきたい。

### 1 権威の意味

ケースワークの実際における権威の役割と機能を考察する前に，その意味を簡単に検討しておく必要がある。“権威”という言葉は，非常にたくさんの事柄を意味することができるので，興味深い言葉である。それはまるで，何か魔力を持っているかのようでさえあり，この思いは，権威が授与される方法をただ1つ，例えば，“神への献身”を取り上げてみるだけでも高まる。原始民族では，リーダーは大別して，ナチュラル・リーダー(natural leader)とスーパーナチュラル・リーダー(supernatural leader)の2つに分けられる。ナチュラル・リーダーとは，そ

の能力と特質によって顕著な業績をあげ、種族の人々から賞賛される者、スーパーナチュラル・リーダーとは、身を神に捧げるにふさわしい、即ち、一般の民衆生活から離れ、内的な動機の赴くままに行動する独特のパーソナリティの持ち主である。スーパーナチュラル・リーダーは、時々、内に向かつて瞑想・没我の状態になり、時にまた外に向かつて予言的・魔術的に振舞う。それは部分的にしか理解されないものであるが、広く人々に尊敬と畏怖の情を呼び起こす。このようなパターンは、近代社会においてもそれほど大差はない。権力を行使して決定し、命令を出し、あるいは、一般に正当だと認められている司法権と権能の範囲内で何事かについて宣告を下す。これらの権限を持っていると人々に認められているならば、その人は権威を持っていると言えよう。この権威が与えられる方法には、大別して2つの方法がある。1つは、あまり数多くはないが、例えば戴冠式のなかに見られるような神秘的なプロセスを用いて行われるもの、他の1つは、より一般的なもので、選挙や官職の任命のような法律的または行政的なプロセスによって行われるものである。前者の場合では宗教的な信仰や文化的な伝統が重要な役割を演じるのに対し、後者の場合では行政的な便益や実際の政見が重要である。中世では、「帝王神権」や権利と義務の世襲が示すように、特別な人物に与えられる権威は、その人物が生まれた家系の持つ伝統的な力に大きく依存していた。しかし、それはそれとして、個人的な能力や才幹を開発する機会も豊富にあった。王は神権に基づいて統治したが、人々は王を廃することができたし、最後には軍隊や有力者を従わせる軍事力と政治力のある者が権限を得ていった。偉大な国家的指導者は、その特殊な時代的背景のなかでは理想的な指導者の特質であると見做される個人的な能力によって、特別な権力と権威を与えられることがある。1945年から1950年にわたるイギリスのウィンストン・チャーチル卿の戦時下のリーダーシップは、その適例である。もっと最近の例では、フランスのド・ゴール將軍のそれであろう。

権威(authority)と権力(power)とは、同一のものと考えられがちである。しかし、両者は互いに関連しているが、異なる概念である。権威は、人を従える権利(right),あるいは人に尊重されるべき権利を含んでいる。この意味における権利

は、権威を与えられている人物が支配権を持つということについての、集団または社会の大多数の人達の一般的な合意の上に生ずるものであり、それは道徳(morality)とは無関係である。たとえ権威が邪悪なことをなし、またそれを教えても、なおかつ権威は成員の大多数によって支持されるだろう。自らの力で、あるいは世襲や授与によって権威を得た人々には、通常、他者を強制して命令に従うことを要求する権限が与えられる。この自由に振るえる強制力のために、その権威は、人々の通常の忍耐の範囲内にある限り、めったにチャレンジされることがない。

権威には、もう1つのタイプがある。これは、専門家たるにふさわしい業績と能力を示す人物に与えられるものである。この権威は、時には一定の基準に到達しているという世評によっても得ることができる。今日では、それは新聞・雑誌やラジオ・テレビで読者や視聴者を魅了し感銘させることができる人に対して与えられるようである。大家(または定評のある専門家)の意見は、その優れたさまざまな能力が人々から尊敬されることとその能力を折にふれて発揮してみせることによって、通常、信頼を受け続ける。この権威もまた、専門家はどのような問題にも適切な答を出すと思われるために——おそらく、他の専門家や裁判所による以外は——めったにチャレンジされることがないのである。

権威を保つためには、事態を統制する強制力と個人的な能力の両者どちらもが必要である。法律上の権限を持っているからといっても、それだけでは人々から尊敬されたり人々を従わせたりする能力は授けられない。命令を出す権限があるからといっても、人が必ずその命令に従うわけではない。首尾よくその権威を行使するためには、しばしば、権威行使の習慣が必要なのである。教師、下士官、支配人らはこのことをよく知っているが、まさに、権威を行使し得る地位での日々の経験は、新たな自信を重ね、要求の仕方や命令の出し方についての貴重なこつを会得させてくれるのである。このようなことから、権威の公的構造に心理的な要素が関与する、と言うことができる。この点に関して、ラスウェルとカプラン(Laswell, H. D. and Caplan, A.)<sup>(1)</sup>は、以下のように述べている。

このように、権威は、期待された合法的権力の所有である。……人が権威を持っているということは、その人が現実に権力を持っているということではなく、制度的に権力

が譲渡されているということであり、しかも、そういう制度を支持する人達が、彼が権力を持つことを期待し、その権力の行使を正当かつ適切なものと見做すということである。……このように権威は、帰するところ常に、それをそれとして認める人々との関係のなかから生まれる。……この意味において、権威は“主観的(subjective)”なものであり、それは、権威を権威として認める人がいることによって存在するのである。

この点はまた、バーナード(Barnard, C. I.)<sup>(2)</sup>によっても言及され、さらにメンヒャー(Mencher, S.)<sup>(3)</sup>によって発展されて、次のように述べられている。

権威関係には5つの主要なタイプがあり、それぞれ特殊な力を持って行動に影響を与える。それぞれの権威関係は、クライアントがエージェント(agent)の権威の源泉を何に認めるか、その認知の相違によって分かれる。即ち、クライアントは、エージェントの権威を次の5つのうちいずれかに由来するものとして受けとめている。①報酬を与えることができる。②強制したり罰を与えたりすることができる。③準拠したり同一化したる規範とすることができる。④特別な知恵や技術を持っている。⑤クライアントの行動を統制する正当な権限を持っている<sup>(4)</sup>。実務上では、一般に、1つのエージェントがこれらの権威の2つ以上を持っているものとして受けとめられる。さらに、1つの権威の認知に基づいて生じた権威関係が他のタイプの権威関係に展開していくこともある。

ティムス(Timms, N.)<sup>(5)</sup>は、このメンヒャーの考え方を、政治的・社会学的観点を見捨てて心理学的立場に偏りすぎた不完全なもの、と批判している。われわれもそれには同感である。

“権威”という言葉は、それ自体は情緒的な意味あいには乏しいものである。しかし、実際に権威を身につけている人物の役割は、しばしば強い情動を生じさせる。この点が、強い情緒的な内容を持つ他の多くの言葉とは異なる点である。例えば、警察官、治安判事、医者、チャイルド・ケア・オフィサー、精神科医といった言葉はすべて、こうした権威像と直接的な関係を持つことが目前に迫っている当事者にとっては、知的にとらえられるだけでなく、部分的にせよ、その役割が持つ固有の権威に結びつく感情をもまた生じさせる。このように、権威の概念は、影響力、知識、権力などについての感情や観念と切り離すことができないものであり、サンクション(sanction)が規定され認められている社会構造のなかでの実際的な人間関係を通してのみ、存在し得るのである。

サンクションは、一般には、規則や法令に違反した時に行われるペナルティとして理解されている。サンクションには、報酬的なサンクション(善行に対する

報償)もあり、これはサンクションを論議する時に見落とされがちであるが、時として、非常に重要なものである。サンクションは、特定の規則に従うことを助長したり強制したりすべく作用し、いろいろな方法で—— 法律的、行政的、職業的に—— 行われる。この3つのカテゴリーにさらに宗教的サンクションを加えることができるが、これらのサンクションは、どのような社会組織のなかにも明らかに見出すことができる。刑法は、犯罪行為に関する法律を効果あらしめるための法的サンクションの体系であり、医者の開業認可は、医師資格を法的に認めてその医療行為の水準を保障する法的、職業的サンクションの例である。また、行政的サンクションは、従業員の即時解雇から上役による内密の訓戒まで幅広い。宗教的サンクションの分かりやすい例は、破門である。

集団あるいは社会階級は、それらが持つさまざまな価値を守り存続させるために、それぞれ特別なサンクションの体系をつくり上げる。ルールは、法律の発布に見られるように、それに付帯するサンクションとともに公布される。しかし、明文にされたもの以外にも、効果的に機能しているたくさんの不文律の法律とサンクションがある。それには極めて厳格で柔軟性の乏しいものもあれば、経験則によって行われる大まかなものもある。

また、専門家に特別な問題を相談していく人達に対して、なかなか巧妙に行われるサンクションがある。専門家のなかには、自分達の助言に従わないとみじめな結果に陥るということをにおわせたり、時には言われた通りにしないのならどこか他のところに行ったほうがよいというまでの態度を取る人がいる。こうして、クライアントは、罪悪感を抱かされて、その助言を無視し難くなってしまふのである。

## 2 ケースワーカーと権威

スタット(Studd, E.)<sup>(6)</sup>は、人々がある課題をなし遂げるために集まった時に1つの方策として組織内に権威をつくり出す、と述べ、権威を、その課題を適切に達成するためにつくり出される、合法化された特別な形の権力だと見做す。スタ

ットは「権威を是認するということは、権威の行使を受ける人が決定と行為に伴う責任を委譲し……同時に、その権威の合法性を承認することを意味している」と述べている。

彼女は、この考え方をソーシャルワーク機関に適用し、たとえ最終的に組織の本源的な課題が成功裡におさめられるとしても、それを達成（あるいは失敗）するのは、ソーシャルワーカーではなくてクライアントであることを示唆している。

これらの組織の目的は、サービスの対象者が周囲の人や社会に役立つべく機能することができるようにすることである。このような課題をなし遂げるのは、基本的には、組織で働く人達ではなく、そこで援助や教育を受ける人達である。それ故、教師が子どもを生徒の本分に導くことによってこの課題に貢献するものであるのに対し、子どもは学習することによって機関の目的を達成する者である。同様に、社会機関においても、組織がつくられるに至った基本的な課題を実現するのは、ソーシャルワーカーではない。健康になり、回復し、機能を最大限に強化し、資源を建設的に利用するのはクライアントであり、さもなくば、サービスの目標は達成されない。

これは、論議の生じ易い見解である。しかし、ソーシャルワーク機関でサービスを受けている限りは、クライアントは確かに機関と準契約関係にあると言える。これは、クライアントがソーシャルワーク機関の一時的なメンバーであると認められるか否かには関わりがない。クライアントは、犯罪者がプロベーションの決定に同意する場合のように、明らかに約束や同意をしているか、あるいは、暗黙のうちに機関のルールや手続きを認めて、その援助を求めている。このようなとらえ方が理にかなっているかどうかはさておき、次のことを認めることが重要である。結局のところ、すべての法令と多くのボランタリーソーシャルワーク機関の目的は、欠乏し逸脱し混迷しているクライアントに大きな自信と統制力を獲得させ、社会の規範にそって行動し得るようにさせることにあり、この限りで、機関の権威とサンクションはコミュニティの持つ価値と基準から生じている。

このようなわけで、ソーシャルワーカーは、文化規範の維持とクライアントの利益の両者に関係するコミュニティの代理者である。社会正義と社会保障、相互義務と責任、思想と表現の自由などの理念はヨーロッパ文明のなかでは重要なイデオロギーであるが、個人の権利意識もまた、それらと並んで大きな価値が持た

れている。代表制民主主義を取る他の国々と同じように、イギリスでは、それは一般に考えられているよりは“公益”によって制限されてはいるが、個人の自由は誇り高く守られている。ソーシャルワーカーの存在は、病み、欠乏し、逸脱した人達の福祉と人格の統合に対する社会的な（そして多くの場合、国家的な）関心の表われである。多くの社会計画と社会行政には、関心の両極性という特徴がある——まず初めに全体としての社会の要求を見て、次に個々の人間の欲求を見ること——。これは改善と進歩をもたらすが、またしばしば、目的の不明確さと混乱をもたらすことにもなる。

こうした混乱は、個々のソーシャルワーカーにも分有され、それは多かれ少なかれ、いろいろな形のアンビバレンス(ambivalence：両価感情)となって現われる。例えば、身体障害者に対する同情と嫌悪、犯罪行動に対する魅惑と非難、そして、親の愛情を剥奪された不幸な行動障害児に対する理解・愛情ある看護と非受容的な拒否などのアンビバレンス。フリードランダー(Friedlander, K.)<sup>(7)</sup>は、法律違反者に対して社会から一般的に強い処罰が望まれることの理由を次のように述べている。

意識的には、この態度は合理化されて、法を犯すという行動は社会にとって危険であり、それ故に罰によって抑えねばならないという信念になっている。しかし、無意識的には、この危険意識は社会への関心によるものではなく、われわれ自身の内部平衡が脅かされるという怖れに基づいている。もし反社会的行為が外部から罰せられないならば、超自我(super-ego)の力は弱まり、われわれ自身の内にある反社会的衝動が行動化するのではないかという怖れが生じる。この行動化を恐れる気持は、反社会的行為に対して厳しい罰が加えられるからではなく、悪いことをすると報いを受けるという幼少期の子どもっぽい考えを呼び起こすために強いのである。……それ故、犯罪者に罰を与えることを強調することによって、人々は、幼少期の報復原理に従うだけでなく、内的欲求、即ち精神的平衡を保とうとする欲求をもまた満足させているのである。

誰もが皆、フリードランダーの述べるところを受け入れるというわけにはいかないであろう。しかし、ある種の犯罪には比較的寛大であるのにある種の犯罪には特別に厳しく当たる、という人が少なからず存在することは明らかな事実である。われわれは、ある特定の犯罪に対して抱くその人達の嫌悪や非難の感情とそれが如何に表現されるかについてよく知っている。また同じようなことが、心理

的な不適応行動に関しても同様に生じる。精神的に不安定な人は、ある種の神経症の患者を見ると大きな不安を呼び起こされ、その患者に対して意識的あるいは無意識的に敵意を持つ。ソーシャルワーカーのなかには、“問題家庭”の乱雑さと不潔さを容認することができずにとがめだててしまう人がいるが、このような例はいくらでも取り上げることができる。しかしながら、同時に、クライアントが社会に再適応してその問題を取り除いていくように援助の手をさしのべたいという葛藤する願望が——個人内でも、社会内でも——しばしば持たれるのである。

こうした情緒的に複雑な状況のなかでも、専門職ケースワーカーは自己の安定を失わないように努めねばならない。ワーカーの機能はほとんど法律や従事する機関の規定によって決められており、権限もまた同様である。しかしながら、クライアントや世間一般はこのことを十分には理解してはいない。ワーカーの役割をあまり権威との関係でとらえようとはせずに、他の人では手に負えないような問題を解決する特殊な魔力と関係づけている。ソーシャルワーカーもまた、自己の機能について十分に認識しているとは限らない。“懲罰的で無情な社会”からこらしめられ冷たくつまはじきされている不適応者を慈悲深く救助するのが自己の役割である、という幻想を抱いたりする。これはワーカー自身に自分の持っている権威を拒否させあるいは否定させて、援助を求める人達との過剰な同一化を引き起こすことになる。これとは反対に、不適応者によって社会は脅かされていると考え、“脅かされている社会”と同一化し、クライアントを徹底的に統制するのが役割であるという幻想を持って社会を秩序だてることに専念することもある。しかし、ほとんどのソーシャルワーカーはこうした極端な立場を取ることなく——とにかく意識的には——精神的に健康な平衡状態にあって、クライアントとコミュニティそれぞれの権利と要求に対して調和的に機能しているのである。

### 3 ケースワーカーと社会的規範

かつて、ソーシャルワーカーは、一般には比較的有閑階級出身の人達で占めら

れていた。彼らは、さまざまな動機から貧困の人々の辛苦を救うために空いた時間を捧げようと考えた、普通の素人の人達である。彼らはその後、ボランティア団体をつくって、(普通は比較的家柄の低い)有給の巡回者(visitor)を雇い、自分達は委員会で管理するようになった。こうして、雇用者と専従の実務家とが生まれたのである。初めのうちは両者の仕事に対する態度はよく似ていたが、専門的トレーニングが行われるようになると、その差が目立つようになってきた。今日のソーシャルワーカーは、ケースワークに関心はあっても常識的なアプローチしかできない委員会のメンバーとははっきり区別できる知識と技術を持っており、専門家としてその役割を保証されねばならない。

専門職のワーカーと素人のワーカーである委員会のメンバーとの間にどのような態度の差があるにせよ、ワーカー一般と多くのクライアントとの間には、疑いもなく文化的なギャップがある。この文化的ギャップは今まさに進行しようとしているコミュニケーションに多くの問題を生じさせる。ナーステン(Nursten, J.)<sup>(8)</sup>によれば、ワーカー・クライアント間に真のコミュニケーションが生まれてクライアントの機能が改善されるためには、ワーカー・クライアント間の言語上、知覚上に現われる文化的な差異を認識しそれを橋渡しすることが重要である。彼は、バーンスタイン(Bernstein, B.)<sup>(9,10)</sup>の階層別言語体系の理論をケースワーク面接に適用して、それに成功した適切な例を挙げている。文化的差異は、必ずしもそうではないが、多くの場合、階層差と同じである。レオナルド(Leonard, P.)<sup>(11)</sup>は両者の関連を、こうした差異を生む社会構造についての二者択一理論にそって考察している。彼はまた、社会学的な階層および社会統制の概念に照らしてソーシャルワーカーの役割が持つ権威的側面についても考察した。レオナルドによれば、ソーシャルワーカーは、(プロベーションオフィサーとチャイルド・ケア・オフィサーの場合のように)直接的な権威の行使によって明白に、あるいは(あまり公的権威をもたないソーシャルワーカーのように)回り遠く巧みに、クライアントの行動をある文化的規範にそって修正しようとしているが、そうした規範の何ほどかは少なくとも中流階級の価値を反映しているという。彼は、この“ケースワークによる社会統制”を“ほとんど限られているクライアントの自己決定をま

すます奪い去るもの”であるとし、ケースワーカーが持っている文化的な価値や規範がクライアントのそれと比較して十分に注目されていないことを嘆いている。本書では次章で、クライアントの自己決定の概念と外部統制の問題を考察する。

クライアントとワーカーの規範がどのように異なっているかについては、まだあまり明らかではない。レオナルドはさまざまな育児理論から例を引き、コーン(Kohn, M. L.)<sup>(12)</sup>の述べることを引用している。即ち、労働者階級の親は行為の直接的な結果や行為そのものから子どもの行動を評価しやすいが、中流階級の親は子どもの動機と感情をより考慮してそれを行う。レオナルドはまた、中流階級と労働者階級とでは子どもに対する統制の仕方が異なると考え、他の研究<sup>(9,13)</sup>を引用し、中流階級では賞として愛情を与え罰としてそれをひっこめるという“愛情志向的”なやり方、労働者階級では物質的な賞と罰に頼る“物質志向的”なやり方であるとした。レオナルドが述べている初めの例、即ち、中流階級では動機と感情を重視するという点については、ソーシャルワーカー、巡回保健師、医者、教育者等々が推奨する育児法に極めて近い。しかし、これは、こういう規範が中流階級であるために採用されたのではなく、精神的健康を増進するために有効だと考えられるために用いられ、たまたま一致した結果である。育児に関する中流階級の規範がすべてこのカテゴリーに入るわけではなく、中流階級では愛情志向的だとする後の例は、むしろ、ソーシャルワーカーが見るところでは、あまり当たっているとは言えないようである。レオナルドは引用していないが、排泄訓練は労働者階級よりもむしろ中流階級の方が早く始める傾向があるとする研究もあり<sup>(14)</sup>、これ(早期の排泄訓練)もまた、よく訓練を積んだソーシャルワーカーが支持する育児理論とは一致しない。したがって、われわれは、クライアントの行動を修正しようとしているという見解は正しいと思うが、ソーシャルワーカーがクライアントの行動を必ずしも労働者階級から離れて中流階級の規範に向けて変容させようとしているとは限らない、と結論することができる。中流階級に属するソーシャルワーカーの中流階級的特性は、疑いもなく、時にはその知覚を歪め判断を曇らす。そこで、こうした傾向を最小限に留めることが、ソーシャル

ケースワーク訓練の1つの目的となる。この訓練が実際に、所属する階層がもたらす社会的な態度をうまく取り除くことができるかどうかは、まだよく分かつてはいない。この分野の研究はまだ不十分である。例えば巡回保健師について、彼女達が幼児の母親に与える助言は、彼女達の所属する社会階級と受けてきた訓練の種類のうちどちらにより多く関係して決められるかを調べてみるのも興味深いテーマであろう。ここでは、ワーカーの年齢も1つの要素ではないかと考えられる。

われわれは、ソーシャルワーカーがクライアントの行動を修正しようとしているというレオナルドの見解を支持している。しかし、ワーカーの仕事はもちろんこれがすべてではない。ヤングハズバンド・レポート(Younghusband Report)<sup>(15)</sup>のなかで述べられているケースワークの定義は、ケースワーク活動の多面性を示している。

ケースワークとは、援助技術に熟練した専門家の援助を受けなければその物質的、情緒的、性格的な問題を解決することができない人々に対して、資格のあるワーカーが行う個別的サービスである。それは、家庭・社会環境のなかでクライアントがどのような欲求を持っているかを十分に理解することが必要な、よく訓練された活動である。ケースワーカーは、クライアントとの相互信頼に基づいて、クライアントが問題を処理し環境によりよく適応していく能力を強めるべく、このサービスを行う。ケースワーカーに求められているサービスは多種多様な人間の欲求に関わり、そのサービスの範囲は、比較的単純な物質的援助の問題から、長期間にわたる念入りな資源の利用とさまざまな専門的技術の使用を必要とする深刻な情緒障害や性格障害を含む複雑な問題にまでわたっている。

#### 4 権威とアンビバレンス

ごく最近まで、一方で精神分析学に他方で現代社会学理論に基づくケースワークが盛んであった<sup>(16)</sup>。精神分析的な考え方は、ソーシャルワーカーにとって、以前では不合理で不可解だと思われていた行動を理解させてくれるように見えたので、支持されたものであろう。しかし、ここ数年、一般には精神分析学と結びついている許容的技法における空理空論的な受容とそれに関連するケースワークの方法は、ある場合には全く不適切であることが認識され始めた<sup>(17)</sup>。そして、最

近では、さまざまな技法のなかから個々のクライアントにそれぞれ最もふさわしい処遇を選び出す“個別的ケースワーク (differential casework)”が行われるようになってきた<sup>(18)</sup>。

ここで、論を展開して、いくつかの精神分析学的概念に触れることが必要であると思われる。ごく当たり前のことではあるが、人々は他人が如何なる方法で自分達の生活に影響を及ぼしてくるかについて、よく知っている。このような影響力に対する人々の基本的な感情は、必ず、幼児期における両親像との関係の持たれ方に起源を持っており、その(基本的感情の)多くは、明らかに、両親像が子どもから見て主として優しく愛情があるか、あるいは主として懲罰的、拒否的であるか、そのどちらに見做されていたかによって決まってくる。通常、同じ対象(母または父)に同時に両種の感情がまじり合って向けられている。この反対感情のまじり合ったものがアンビバレンス(両価感情)と呼ばれるものである。人々が、生活上重要な関係がある人物に対して、しばしば、いやおそらくいつも“混合した感情”を持っていることは、よく知られている。人はこの感情を否定しようとし、またいろいろなやり方で一方の感情を抑圧しようと試みる。しかしそれでもやはりアンビバレンスを体験してしまう。それだからこそ、アンビバレンスはよく知られているのである。人は時々、より愛したいがために憎しみの感情を抑圧し、より憎みたいがために愛の感情を抑圧する。このようにすれば、その反対感情は分割されて意識されなくはなるが、アンビバレンスは残っている。しかしながら、ある意味では、アンビバレンスを意識し得るといふこと——ひとつの対象を同時に愛と憎しみの対象にし得ること——は、成熟の徴である。

乳児の感情は、精神分析学者が言うように、より純粹で、まじりっ気がない。愛することと憎むことが、よく分離している。抱かれ、乳をもらい、愛情につつまれている時は心地よく、このような快い気持ちにさせてくれた母親(時には母親の部分——乳房)に快の感情を投射(projection)する。乳児は感謝の気持ちでそうしているのではなく、また母親が自分を快い気分にしてくれていると受けとめてそうしているわけでもない。単に、自分が現在体験している感情を対象に与えているにすぎないのである。こうして、母親は、“よい対象”になり、これは次に、

投射とは反対の取り入れ(introjection)のメカニズムによって乳児自身のなかに取り入れられ、統合される。よい対象は、その時、乳児の外界にも内界にも存在している。これとは逆に、空腹な時や苦痛に襲われている時には、乳児は、同じやり方でその“不快”な感情を対象に投射してしまい、母親は自分を憎み、虐待し、邪魔者扱いする悪い対象になる。この悪い対象は乳児の外界にも内界にも存在するようになり、その迫害的な性質は、悪循環的に取り入れと投射をくり返す。この2つの対象——良い母と悪い母（あるいは、良い乳房と悪い乳房）——は、外的にも内的にも分離し区別されていて、神と悪魔のように、一方はすべて善、他方はすべて悪なのである。乳児が母親を自分と他人から切り離し、ある時は自分を拒否し欲求を阻止する、またある時はやさしく愛しミルクを与えてくれるひとりの個人として識別するようになるのは、それほど遠くはない（多分、生後6ヶ月頃までには）。善と悪は融合し、同一の対象を同時に愛と憎しみの対象にすることができるようになる。アンビバレンスが“獲得”されたのである。

しかし、人はそれ以後も時々、よい対象と悪い対象とに分割するやり方を用いる。成人に達してからも、パーソナリティのなかに残る幼児性のために、時に外傷体験による退行や些細な一時的な挫折などと結びついて、さまざまな状況のなかで、これを用い続ける。人は誰でも、物事がうまくいかない時には、ある程度迫害されているような不安を感じ、困った時には周囲のものに責任を転嫁したくもなる。また、人は誰でも、青年時代には、白か黒かのやり方で物事を見がちである。そこでは、自分の住んでいる世の中があたかもよいものはすべてよく、悪いものはすべて悪いとする映画の世界の生き写しであるかのように考えられている。しかし成熟してくると、このようなやり方で物事を見ることは正しくないし、また何の役にも立たない場合が多いことが分かってくる。青年は、乳児がそうであったように、同一の対象のなか善と悪が存在し得るし、それ故に、それが同時に愛と憎しみの対象となり得るということを理解し始める。

このようにアンビバレンスのメカニズムを理論的に明らかにすることは、ちょうど心理治療家に対する場合と同じように、明らかに、ケースワーカーにとって大きな意義がある。ただ、両者の役割が異なるためにその意味あいも異なってい

る。心理治療家は、通常、患者の初期の人間関係の体験が治療者との関係のなかでどのように“転移”するかに関心を持つ。これに対してケースワーカーは（多分、主として）、それがクライエント・ワーカー関係以外のクライエントの社会的関係にどのように“転移”するかに興味を持つのである。

これらのメカニズムは、また、パーソナリティがどのように発達するかをケースワーカーに理解させてくれるために、興味深い。これに関して、メラニー・クライン(Klein, M.)<sup>(19)</sup>を引用する。

子どもを愛し、手助けし、食事を与えるなどして、子どもを快い気持ちにさせている時の母親は、幼児に内的世界を形成させる最初のよい対象である。内的世界を形成する能力は、ある点までは、生得的だと思われる。また、よい対象が十分に自己に取り入れられるかどうかは、ある程度まで、あまり強くはないが迫害されているという不安——そして、それに伴う恨み——の存在にかかっている。同時に、母親の愛情ある態度がこれを行わせるのに大いに貢献する。もし母親が依存し得るよい対象として取り入れられるならば、自我は強化される。何故なら、子どもの自我は、大部分、このよい対象にそって発達し、母親のよい特性との同一化をより有効に行うための基礎になると考えられるからである。よい対象との同一化は、幼児が母親の行動と態度を模倣することによって外部に現われるが、それは子どもの遊び、それもまた年下の子どもに対する行動のなかにしばしば見られる。よい対象としての母親との強い同一化はよい対象としての父親との同一化を容易にし、次に他の親しい人物との同一化をも容易にする。……しかし、両親に対する感情は良好でもなお攻撃性と憎しみもまた動き出すべく残っている。3, 4, 5歳の子どもの明らかに見出されるエディプスコンプレックスのなかに現われる父親との対立は、この1つの例である。

アンビバレンスという言葉が、愛と憎しみといった相反・対立する感情が融合している状態にだけ用いられるものではないことを知る必要がある。それは、事象や経緯に対して葛藤する感情について記述する時にもまた、用いられる。例えば、子どもは、排泄のプロセスにおいて、感情的に葛藤している。子どもは、貯めていたくもあるし、出してしまいたくもある。どちらも肉体的な快感があり、その他にもそれぞれ異なる満足感がある。前者は、初期の依存状態に戻る満足感、後者は、独立的に行動し、自己を統制し、全能であることを示す満足感で、両者は葛藤する。この赤ん坊でいたくもあり少し成長してみたくもあるという願望に対する母親の取り扱い方もまた、排泄のプロセスについての非常にアンビバレン

トな感情に影響する。さらに、排泄物そのものもかなりアンビバレントなもの  
ようである。子どもは、母親を喜ばせ、母親から賞められようとして、適切な時  
間に適切な場所で排泄する。そして、自分の努力と成果に満足し、誇りを覚え、  
何と利口な子であることよと賞められて喜ぶ。しかし、一方で子どもは、自分  
にとって誇らしくまた不可思議なものであるその排泄物を、特に手に触れようとし  
ようものなら、母親が実に疎ましい嫌悪の情を見せることを知るのである。

精神分析学者は、排泄訓練を情緒発達の1つの媒介変数として強調する。たし  
かに、排泄訓練は、子どもはもちろん母親にとっても、かなり感情に彩られた行  
為であり、そこで体験される排泄、制御、全能感、依存と独立、貯蔵と抑制、整  
頓と乱雑などに関わるアンビバレンスがその後のさまざまな人生場面に転移する  
ということは、理解し得ることである<sup>(20)</sup>。

クライアントは、新しい場面や人物を、多分忘れ去って思い出すことができな  
い初期の重要な情緒的体験と同一化する傾向があるが、これを銘記しておくこと  
は有益なことである。ソーシャルワーカーは、クライアントが幼児期に体験した  
さまざまな感情や態度を新しい場面に転移するので、敵意やへつらいや過度の依  
存などの対象になる。時には、ワーカーに対するこうした不合理な行動の仕方が  
適切な場合もあるが、それは数少ない。未熟なワーカーは、このような現象を誤  
解して、それを表面的にとらえ、敵意に対して敵意で反応したりしてしまうこと  
がある。しかし、ほとんどのケースワーカーは、このようなクライアントの転移  
現象を熟知しており、時にはワーカーの方も特別なクライアントに対して不合理  
な感情を抱いてしまうことがあることを知っている。クライアントの感情は、個  
人としてのワーカーに対するよりもむしろ、ワーカーの役割に対して向けられる  
ために、クライアントが想像するワーカーの権威あるいはワーカーが現実に行使  
する権威と統制が大きければ大きいほど、クライアントがアンビバレンスを生じ  
る蓋然性が高くなる。ワーカーがクライアントに対するワーカー自身の逆転移を  
はっきりと認識してそれを抑えることができるかどうかと同様に、クライアント  
のポジティブあるいはネガティブな転移を処理することができるかどうかは、し  
ばしば、援助過程を決定的に左右するものである。

## 5 権威の役割と機能

ソーシャルワーカー、それも特にプロベーションのような権威的背景のなかにいるワーカーは、一般の人達からもっと権威主義的であるように望まれていることに、よく驚かされる。親の権威によって妨害されたい、時には優勢な物理的な力によって引き戻されたいといった幼時期体験があるために、あらゆる権威を強制力と同一視する人達がいても不思議ではない。素朴ではあるが、権威を持つ人はすべて、事実上、「言う通りにしなさい、さもないと面白くないことになりますよ」と言っているという見解は、ある意味では正しい。親、教師、治安判事、警官、医者その他さまざまな権威者は、親切な態度で指示してはいるが、それに従わない時には望ましからざる結果になるように望んでいる。良心といったものに関係する権威でさえ、そういう見方をすれば、不愉快な罪悪感を負わずことによって罰を与えている、と考えられなくもないのである。

子どもが社会からの要請に従うことを学ぶためには行動の制限が必要である。これと全く同様に、成人もまた、不完全ではあるが社会生活の基礎となる数多くの規則によって統制されねばならない。知性的でよく社会生活に適応している人は、こうしたことを認識することができる。このようなルールの必要性は、交通混雑の真只中にあるドライバーが交通整理にやってきた警察官の統制によって助けられることを考えれば、すぐに分かることである。これは、強制的、禁止的に自由を制限する例ではなくて、むしろ（カオスのなかから）自由をつくり出す権威の例である。時々、権威の2つの要素は、さまざまな予防プログラムに見られるように、結合する。ソーシャルワークにおいては、オックスフォード辞典で取り上げられている権威についての2つの要素——“服従を強いる力または権限”と“個人的または実際的な影響力”——は、親が子どもに対して行うのと同じように、建設的な援助を行うために結びつく。専門家の知識についてはよく議論が起きるが、ケースワークにおいては、強制力やサンクションによって影響を与えるのではなく、“権威”は、専門家の特殊な体験と知識、即ちその個人的な影響

力を持つことによって効果を生じるのである。

後に述べるように、ケースワーカーの権威は、社会から与えられる権力から生じるのはもちろんであるが、少なくとも、ワーカーが実際に身につけている、あるいは身につけていると思われている知識と専門的技術からもまた生じる<sup>(21)</sup>。さまざまな事情からやむなく、あるいは法の力に強制されて援助を求めているクライアントは、細かく分けることはできないが、ワーカーがさまざまな権威を持っているものとする。例えば、里子を持つ里親(foster mother)は、チャイルド・ケア・オフィサーについて、下記に由来する権威を持っていると見るであろう。

- (a) 養護の基準を決め、それを強制したり、家庭を調べたり、子どもを取り上げたりすることができる等々、地方局の権力の代行。
- (b) オフィサーの属する社会階級にふさわしい口調、もの腰、学歴等々の個人的属性。里親はそれらを教師、牧師その他の権威像と結びつける。
- (c) はっきりとは認識されてはいないが、両親像との結合。
- (d) 養育問題に援助を与える知識と技術。
- (e) オフィサーの役割と機能に対する幻想（赤ん坊を与えたり取り上げたりする役割や魔術的な力を持っているとする幻想）。

サイキアトリック・ソーシャルワーカー、プロベーションオフィサー、メディカル・ソーシャルワーカー等々のクライアントもまた、もちろんワーカー・クライアント関係のさまざまな段階およびクライアントのパーソナリティと成熟度によって重視するところは異なるであろうが、ワーカーのなかにさまざまな種類の権威を見るであろう。

ソーシャルケースワークは、援助を必要としている恵まれない人達に対して、コミュニティの善意を反映する社会福祉を個別的に行うものと考えられている。それは、主として、環境的要素の操作と、道徳的または知的な勧告、訓戒を用いて行われていた。ワーカーの仕事は、クライアントがコミュニティの基準（またはワーカーの基準）に一致するようにクライアントの生活をつくり直すことにあった。こういったケースワークでは、ワーカーの個人的影響とワーカーが持つ法的または道徳的権威の程度とが、ケースワークの方法に大きな影響を与えていたのである。

精神分析的な考え方が広まるにつれて、このアプローチは変わっていった。クライアント・ワーカー関係が重視され、強制的に変えさせられたクライアントの変化は永続的ではないことが強調されるようになった。これらの考えは、逆説的に言えば、一部のケースワーカーに相矛盾する仮説を同時に生じさせた。クライアントは、一方では自己の状態や行動に全く責任がないように見られるのに対し、他方ではクライアントの自己決定の重要性が強調されたのである。しかしながら、クライアントが自分自身の動機と目的を達成するためにのみその社会的な行動や態度を変えていくという考えは、初期のワーカーのより操作的な技法を事実上放棄せしめることになった。ケースワーカーは、クライアントに対して、解決への道がいくつかあることに気づかせ、それを自分で選択決定しなければならないことを理解させるべく働きかけるようになった。クライアントは、もし望むならば、次の3つの方向でワーカーの援助を求め、利用することができる。①どのような資源が与えられ得るのか情報を得ること、②自分が真に欲しているものは何であるかをもっとよく知ること、③自己の目的を達成するために自己の能力を用いてみること。要するに、ワーカーは、道徳的な観点からクライアントを判断して訓戒・助言を与える初期のやり方をやめて、ことさら非指示的技法を採用したのである。今日のケースワーカーは、こうした技法を捨ててはいないが、以下のことを理解するに至っている。それは、非指示的技法がどのようなクライアントに対しても効果があるわけではないこと、非指示的・許容的であることが必ずしも適切ではないこと、もし権威の使用を恐れないならばケースワーカーの権威はクライアントのために大いに建設的・効果的に用いることができること、等である。ホリス(Hollis, F.)<sup>(22)</sup>は、これについて、手際よく次のように述べている。「“権威”という言葉の持つネガティブな意味あいには、すべて、その言葉の前に専門職(professional)”という語をかぶせ、それによって“権威性(authoritativity)”を“クライアントが寄りかかることができる力”という意味に変えることによって、簡単に取り除くことができる」。

権威をクライアントのために建設的に用いることができるということは、もちろん、新しい考えではない。プレイ(Pray, K. L. N.)<sup>(23)</sup>は、すでに1945年に、こ

れについて述べている。それにも拘らず、多くのケースワーカーは、今なお、ケースワークと権威の使用とは相容れないものがあると見做し、さらにまた、権威を用いることは、通常、権威主義的手段を用いることである、と考えている。

プレイの叙述の多くは、他のさまざまな予防機関のケースワークにも等しく適用し得るものである。しかし、プレイは、犯罪者の処遇に関して、この意見の対立（権威使用の可否）を検討した。そして、“権威使用についての反対意見は、非行処遇におけるソーシャルケースワークと非行処遇におけるその他の本質的に権威的なプロセスの両者に対する誤認と誤解に基づいている”と論じた。いかなる種類の権威であれ、それが用いられるということはより巧緻な専門職技能を用い得なかったことの証拠であるという説がある。プレイはこれに反論し、また、あらゆる非行処遇の基本的な目的は犯罪からの社会防衛であるとの現実的な見解を取った。そして、このような社会防衛は非行者を社会から隔離するよりも現実社会に再適応させることによって最もよくなし得ると考え、それ故、個々の非行者にそれぞれ最もふさわしい機会、刺激、援助を与える個別的処遇が最善の方法だと考えた<sup>(24)</sup>。プレイによれば、クライアントは適法な社会的権威から、例えば肉体的な力、知的能力、行動範囲など、さまざまな面に破ってはならない制限を加えられ、しかも、そのなかにしか真の満足は得られないということ、苦しい体験を通して新たに学ばなければならない。もし、非行者が実際上こうした基準を守るべきものとして認めないならば、その価値を学び取ることはできないが、そのためにも、これらの諸基準は、非行者が自分自身をぶつけ試してみることでできるしっかりとした社会の枠組の一部をなすものでなければならない。このように、プレイにとっては、ケースワークにおける権威の使用は、任意的であつたり、ワーカーの個人的な意志や見解だけを反映したりするものであつてはならず、できるだけ正しく社会の意志を反映してワーカーとクライアントの両者どちらをも統制するものでなければならないのである。これらの制限内でもなお、個々のクライアントが正常な意志の自由を行使して、自らの問題は自らの責任で処理するといった、自分自身について積極的な選択決定を行う機会はある。

プレイは触れていないが、重大な問題は、クライアントが権威を所有するワー

カーと効果のある治療的な関係を持つことができるかどうかということである。ケースワークはどのような権威とも相容れないと主張する人達がよりどころとするのは、この点である。こういう人達も、次のケースワークに関するプレイの見解には同意するであろう。即ち、ケースワークは、クライアントに対し、一方で社会の諸権威がもうける制限を十分に受け入れさせるために働きかけ、他方でそれら諸権威のインパクトを個別化して与え、それがクライアントにとってどのような意味がありどのような効果を持ったかクライアント自身に見出させ、さらにクライアント自身の個性と統合性を育むような行動を行わせる方法である。しかし、この同じ“社会的権威”から信任された代理者(ケースワーカー)がそれをするのに最も適した人物であるかどうかについて疑義を示すのである。この点に関して、ロジャース(Rogers, C.)<sup>(25)</sup>は次のように述べている。

もし、プロベーションオフィサーが、その担当する当事者(プロベーション対象者)が遵守事項を破った時に彼を施設送致するか否かに関与する立場にあるなら、彼はカウンセラーであり得ようか?……プロベーションオフィサーはクライアントとのカウンセリング関係を続けることができないし、その時は、クライアントを支配する権威を持っているのだ、と筆者は思う。治療と権威とは、同一の関係のなかに共存し得ないのである。……関係に権威が関わっているなら、完全に許容的な雰囲気は生じ得ない。……もし非行者がプロベーションオフィサーとカウンセリング関係を持ち、余罪があることを告白するならば、ワーカーはただちに自分がセラピストであるかオフィサーであるかを決めなければならない。……カウンセリング関係とは、カウンセラーの暖かい受容といかなる強制も圧力もない態度とによって、カウンセラーがその感情、態度、問題を最大限に表出することが可能になる関係なのである。……この治療的關係は、日常どこにでも見られる権威的關係とは明瞭に異なり、相容れないものである。

われわれの見解では、これは皮相な議論である。援助の効果をむなしくするのは、ケースワーカーの持つ権威ではなく、自らの権威を否定しようとするワーカーの気持とその不適切な援助の方法である。ファントル(Fantl, B.)<sup>(26)</sup>は次のように指摘している。

クライアントのかかえている社会的・情緒的問題を解決するために、ケースワーク関係や“問題についての話し合い”が持たれるのである。しかし、文化的相違のために、このことがすぐには理解できないクライアントがいる。これは、アプローチの困難な(hard-to-reach)クライアントとして分類される。このようなクライアントでも、もしソーシャルワーカーが自分達の方法をいくつか修正することを厭わず、クライアントの心理

的構造に対する関心と同じようにクライアントのパーソナリティを苦しめている社会文化的要因に多くの関心を示すならば、自我はケースワーク関係を利用すべく働き、また動機づけられるものである。

彼女はさらに、次のように続けている。

許容とか受容とかの概念は再吟味されなければならない。主に自分自身の内部に葛藤を持つ抑制的な神経症者にふさわしい心理治療的な方法は、性格障害や弱い自我のために社会の価値体系と衝突してしまう非行者や成人のクライアントに対しては、ほとんど効果がない。抑制的な神経症者は、許容的・受容的關係のなかで、自己の考えや行動が自分で考えていたよりは危険でもなくまた罪深くないことを体験的に学習するが、主導的ケースワークの目標は、クライアントの明らかな、または隠れた自我の力に現実的な活力を与え、自我を統合していくことに役立つ建設的な心理的要因を探ることなのである。

ハント(Hunt, A.)<sup>(17)</sup>やライナーとカウフマン(Reiner, B. S. and Kaufman, I.)<sup>(27)</sup>もまた、同様な見解を示している。ケースワーカーが持っている実際の権威または想像上の権威が原因となって、心理的にケースワーカーと効果のあるケースワーク関係をつくることのできないクライアントの割合は、多分、大きくはない。もし、ワーカーの職務上の地位に対するクライアントの反応がアンビバレントであることが分かると、社会機関の持つ権力的側面とのワーカーの同一視は弱まるよりもむしろ強くなる<sup>(28)</sup>。このクライアントのアンビバレンスは、しばしば、それほど明快な二元性を持ってはいないが、多分、一方の端に憎悪を、他方の端に尊敬を置いたさまざまな感情からつくられている。プロベーションオフィサーがよく知っているように、もしクライアントが初めにやさしい権威像との関係を形成することによって権威のなかに肯定的な面があることに気づいてそれを受け入れるようになるならば、そのクライアントは次第にこの権威への感情を広く転移することができるようになる。このプロセスを通して、クライアントは、以前から持っていた権威に対する憎悪や怖れと折り合いをつけ、自分を傷つけるものと見做していた権威の懲罰的、強制的な側面が実際には保護的なものでもあり得るということを、少なくとも、感情的には認めるようにならなければならない。しかしながら、このことは、クライアントが関係を形成する能力を持ち、現実と取り組んでもくじけないパーソナリティ構造を持っていなければ、実現するとは思わ

れない。さらに処遇の困難なのは、情緒的な関係を全く体験したことがないために、その反社会的な衝動を制御することができない未成熟なクライアントである。このようなクライアントには、むしろより多く主導的に権威を働かせることが必要であろう。ファントルは、以下のように述べている。

自己の行動についてほとんど後悔しないし、“神経症者”が体験するような自己批判も見られない。彼らは、世間の人達に敵意を持たれているように思い、外部からの経験したことのない新しい働きかけに対しては身を守って応じない。彼らは、自分自身の危機をまるで他人事のように見る。それ故、さまざまな問題が生じていることをまず第一に自覚させることが、多くの場合、今後の仕事の出発点になる。……（このような）クライアントは、自尊感情は低く、精気に欠け、時には抑うつ的に見える。しかし、行動上では、過度に攻撃的、活動的で、落ち着かない。われわれの働きかけに対して何ら応えようとしない時、あるいはあからさまに反抗している時でさえ、彼らは、われわれが彼らについて何を考えまた何をするか、神経をはりつめてうかがっている。彼らの受動的、依存的な性格特性は、長期間にわたる支持的、矯正的ケースワーク関係が必要であることを示唆している。

このようなクライアントがケースワーカーに提起している問題は、クライアントだけからではなく、多くのケースワーカーを訓練してきた文化や伝統からも生じている。ポラック (Pollak, O.)<sup>(29)</sup>が指摘しているように、ケースワーカー達は、神経症的なクライアントにしか妥当しないケースワークの原理が非常に未熟なクライアントにもまた適切な原理であるというように思いこまされていたことに気がつくのである。主導的な方法、即ち、より統制的な方法は、このようなクライアントを援助するのに大きな効果がある。しかし、多くのケースワーカーは、この方法を用いることは困難なことだと思っている。それでは、続く第2章で、統制に対するワーカーの態度に関して、全般的な考察をすることにしたい。

### 【第1章 注】

1) Laswell, H. D. and Caplan, A., *Power and Society*, Yale University Press, Newhaven, 1950.

2) Barnard, C. I., “A Definition of Authority”, in *Reader in Bureaucracy* (Robert, K. Merton et al.), The Free Press, Glencoe, Illinois, 1952.

3) Mencher, S., “The Concept of Authority and Social Casework”, *Casework Papers 1960*, Family Service Association of America, New York, 1960.

4) John, R. P. French Jr. and Bertram Raven, “The Basis of Social Power”, in *Studies in Social Power* (Ed. Dorwin Cartwright), University of Michigan Institute for Social Research, Ann Arbor, 1959.

5) Timms, N., in a book review in the *British Journal of Psychiatric social Work*, Vol.6, No.3, 1962.

6) Studt, E., “Worker-Client Authority Relationships in Social Work”, *Social Work*, Vol.4, No.1, 1959. Reprinted in *New Developments in Casework* (Ed. Eileen Younghusband), George Allen & Unwin, London, 1966.

7) Friedlander, K., *The Psycho-analytical Approach to Juvenile Delinquency*, Routledge and Kegan Paul, London, 1947.

8) Nursten, J., “Social Work, Social Class and Speech Systems”, *Social Work* (U. K.), Vol.22, No.4, 1965.

9) Bernstein, B., “Social Class, Speech Systems and Psychotherapy”, paper delivered to the British Association for the Advancement of Science, 1963.

10) Bernstein, B., *A Socio-linguistic Approach to Social Learning*, Social Science Survey, Pelican, London, 1965.

11) Leonard, P., “Social-Control, Class Values and Social Work Practice”, *Social Work* (U. K.), Vol.22, No.4, 1965.

12) Kohn, M. L., “Social Class and the Exercise of Parental Authority”, *American Sociological Review*, 1959.

13) 参照 : Klein, J., *Samples from English Cultures*, Routledge and Kegan Paul, London, 1965.

14) J. and E. Newson, *Infant Care in an Urban Community*, Allen & Unwin, London, 1963.

15) *Report of the Working Party on Social Workers in the Local Authority Health and Welfare Services*, Ministry of Health and Department of Health for Scotland, H. M. S. O., 1959.

16) 例えば, ティムス(Timms, N.) を参照 : *Social Casework — Principles and Practice*, Routledge and Kegan Paul, London, 1964.

17) 例えば, ハント(Hunt, A. W.) を参照 : “Enforcement in Probation Casework”, *British Journal of Criminology*, Vol.4, No.3, 1964. Reprinted in *New Developments in Casework* (Ed. Eileen Younghusband), George Allen & Unwin, London, 1966.

18) 例えば, ブラウン(Brown, M. A. G.) を参照 : “A Review of Casework Methods”, published as a supplement to *Case Conference*, Vol.10, No.8, 1964, reprinted in *New Developments in Casework*.

19) Klein, M., *Our Adult World and its Roots in Infancy*, Tavistock Publications, London,

1960.

20) 例えば, エリクソン(Erikson, E. H.)を参照:*Childhood and Society*, Imago, London, 1951.

21) 例えば, (マコーミック McCormick, M. J)を参照:“Professional Responsibility and the Professional Image”, *Social Casework*, Vol.47, No.10, 1966.

彼女は次のように述べている。「クライアントが専門家の援助を求める時, 意識的, 無意識的に指示という形で干渉を受けることを望んでいる。いっそう重要なことは, 多分, クライアント自身の問題点について彼自身よりもよく認識し得ると考える人からこの指示を受けたいと思っていることである。クライアントはこの相違が, 個人としての価値というよりもむしろ専門家の資格を表すものであることには気づいていない。クライアントにとって重要なことは, 有効な解決策を指摘してくれるほどの差があることなのである。」

22) Hollis, F., *Casework — A Psycho-social Therapy*, Random House, New York, 1965.

23) Pray, K. L. N. “The Place of Social Casework in the Treatment of Delinquency”, *Social Service Review*, Vol.19, No.2, 1945.

24) われわれは, 社会防衛が犯罪者援助を行う唯一の理由であるとするには同意せず, 社会は部分的には犯罪者をつくり出した責任を持っているので犯罪者を援助する義務があるとする見解を支持したい。

25) Rogers, C., *Counseling and Psychotherapy*, Houghton Mifflin, Boston, 1942.

26) Fantl, B., “Integrating Psychological, Social and Cultural Factors in Assertive Casework”, *Social Work*, Vol.3, No.4, 1958.

27) Reiner, B. S. and Kaufman, I., *Character Disorders in Parents of Delinquents*, Family Service Association of America, New York, 1961.

28) 例えば, 参照:パーキンソン(Parkinson, G.) “Casework and the Persistent Offender”, *Probation*, National Association of Probation Officers, Vol.11, No.1, 1965.

29) Pollak, O., “Treatment of Character Disorders: A Dilemma in Casework Culture”, *Social Service Review*, Vol.35, No.2, 1963.